

はじめに

我が国の社会保障制度は、戦後の経済成長にも支えられて急速に整備が進み、1960年代には、国民皆保険・皆年金といった現行の社会保障制度の基本的枠組みが整えられました。

しかし、近年、社会保障制度を支える社会情勢に大きな変化が生じています。

急速な少子高齢化の進行、核家族化に伴う高齢者世帯の増加、家庭や地域のつながりの希薄化、更には非正規雇用労働者の増加による雇用基盤の変化などは、孤立やひきこもり、また、貧困・格差の拡大など、社会全体に、また、本市においても様々な生活課題の要因となっております。

このような社会経済情勢の変化に対応するため、本市では、住民主体の地域福祉活動を発展させるための基盤整備と、誰もが住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことを目指し、行政が一丸となって様々な施策を進めていくことを目的として、平成18年3月に「第1期守山市地域福祉計画」を策定し、以降、5年ごとに計画を見直す中、取り組んでまいりました。

このたび策定した「第3期守山市地域福祉計画」は、これまでの計画の方向性を継承しつつ、各学区福祉関係者へのヒアリングや市民懇談会での市民の皆様のご意見を伺う中で、市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びや、いきがいを実感でき、隣近所、自治会など様々な主体が参画することで、支え合いと活気のある地域社会の実現を目指す計画として取りまとめました。

今後、計画の推進にあたっては、多様な生活課題の解決に向け、市民お一人おひとりと隣近所、自治会、学区や市（行政）、また社会福祉法人、NPO、民間事業者など様々な主体が、つながりを大切にしながら、それぞれが主体的に取り組んでいく必要があります。どうか皆様には、計画の行動指針である「一人ひとりの出番があるまちづくり」のため、一層のご理解・ご協力を賜りますようよう、また、実際に行動いただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言を賜りました、守山市地域福祉推進会議の皆様、地域福祉推進員を中心とした各学区福祉関係者の皆様、市民懇談会ならびに様々な立場・場面でご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成28年3月

守山市長 宮本和宏



目次

第1章 地域福祉計画の概要	
1 地域福祉計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第2章 地域福祉に関わる守山市の現状と今後の方向性	
1 人口等の状況	6
2 第2期守山市地域福祉計画の取組と評価から導き出される 課題と解決に向けた方向性	14
第3章 計画の基本方針	23
第4章 施策の展開	
計画の基本体系	24
1 基本方針Ⅰ つながるまちづくり	25
2 基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり	29
3 基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり	32
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	35
2 計画の広報	36
3 計画の進捗管理	36
第6章 資料編	
1 計画策定までの取組	37
2 市社協、各学区社協の取組	40
3 守山市地域福祉推進会議設置要綱	48
4 守山市地域福祉推進会議委員名簿	50
5 守山市地域福祉庁内推進会議設置要綱	51
6 用語解説	54
公民協働、市民参画の地域福祉の推進をめざして	56

第1章 地域福祉計画の概要

1 地域福祉計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加による生活環境の変化、また、非正規雇用労働者の増加による社会経済状況の変化などを背景に、地域における住民同士のつながりの希薄化やコミュニティの弱体化という状況を生み出しています。

このため、地域においては、孤立死や高齢者による介護、児童虐待、家庭内暴力、ひきこもりなど、これまでの各分野ごとに整備されてきた公的な福祉サービスでは充分に対応しきれない多様な生活課題が生まれています。

これらを解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、「おたがいさま」、「向こう三軒両隣」に代表される地域における支え合いが再び必要とされています。

誰もが住み慣れた地域で、自立し、安心して暮らせるよう、地域住民や公・民の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の生活課題の解決に取り組む考え方を「地域福祉」と言い、①社会保障・社会福祉の施策の一環として、国や地方公共団体の責任で取り組むべき施策と、②住民の主体的な参加と協力による福祉のまちづくり活動の2つの側面を持っています。

国においても、平成12年制定の社会福祉法に地域福祉を位置づけ、行政の役割を措置などの給付を中心とした福祉施策の体系から、市民参加によりみんなで支えるしくみづくりや「契約による福祉サービスを保障する環境づくり」に大きく転換しました。

本市においても、このようなまちを実現するために、行政が取り組むことを明確にし、また、市民と行政が連携・協働することにより、市民が主体となって生活課題を解決する活動を支援していくための基盤となる守山市地域福祉計画を策定し、地域福祉を総合的、計画的に推進していきます。

本市では、自治会加入率約95%に示される地域の絆と、本市が自治会活動やまちづくり推進会議などの、各学区における活動を大切にしてきたことにより、市民自身が考え、参加する活発なまちづくりが行われてきました。

今回の第3期守山市地域福祉計画の策定にあたっては、特に、民生委員児童委員協議会、学区社会福祉協議会（以下、「学区社協」という。）、守山市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）、市民活動団体等の広義のNPO（以下、「NPO」という）、民間事業者などとの連携・協働により、市民の生活課題を解決することが重要であるとの認識の下、さらに「お互いに向き合い、人と人が支え合う心の福祉」を進める施策の展開となっている点に特徴があります。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的、計画的に推進するための基本的な考え方を示す計画です。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉に関わる制度等の動き

本市では、平成23年6月に、計画期間を平成23年度から平成27年度までとする「第2期守山市地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の策定後、国においては、高齢者を対象とする介護サービスに対して、平成24年4月に介護保険法の改正を行い、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能としていくため、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることとされました。

また、平成27年4月における改正では、生活支援を必要としている単身高齢者の増加を背景に、「介護予防・日常生活支援総合事業」を発展的に見直し、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」として、平成29年4月までに全ての市町村で実施されることとされました。

このことは、単に、「要支援者」が利用している訪問介護（ホームヘルプ

サービス)」「通所介護(ディサービス)」について、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行するということではなく、生活支援の主体として、ボランティア、NPO、民間事業者、協同組合等の様々な地域の人びと・事業者や行政がお互いの長所を生かし、協働で行うことや、高齢者が社会参加できる地域づくりを行っていくことを意味しています。

障害者関連では、平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正され、また、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、共生社会を実現するため、身近な人びとと交わって暮らすための社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に向けて、障害福祉サービスの充実や障害者の定義に難病等を追加することなどが行われています。

子ども・子育て関連では、急激な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期における質の高い教育ニーズの高まりなど、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度(子ども・子育て支援新制度)が平成27年4月から施行され、この中で、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付、地域の実情に応じ、親が子に向き合える環境をつくることや、多世代交流による子育ての知恵、文化の継承など子育て家庭に寄り添うあたたかい地域づくりを念頭においた、子ども・子育て支援などの取組を進めることになりました。

生活困窮者に対しては、平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、包括的かつ継続的な相談支援を行なう自立相談支援事業の実施、離職により住居を失うおそれのある者等に対し家賃相当額の給付を行う住居確保給付金の支給などが開始され、その方の自立まで寄り添って支援を実施することとなりました。この制度では、生活困窮者の早期発見と、生活困窮者に寄り添った早期の公的サービスにとどまらない支援により自立を促していくことを特徴としています。そのために、地域と連携した取組を進めています。

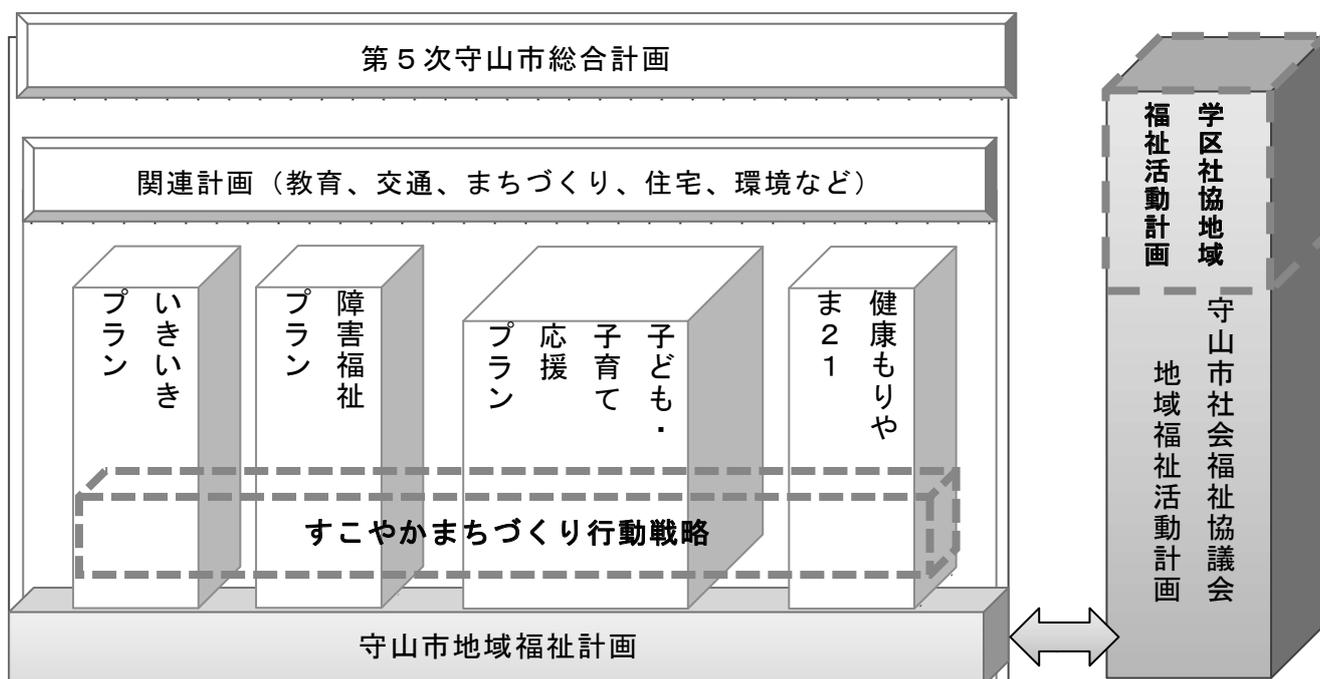
県においても、平成28年4月から5年間の計画で、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町の地域福祉を支援する見地から「滋賀県地域福祉支援計画」を策定しました。この計画では、「すべての地域住民のために すべての地域住民で支える 『地域福祉』による共生社会の構築」を基本理念に、基本方針として「多様な主体の参画による地

域福祉の推進」、「地域福祉の推進を通じた地域の活性化」、「公私協働による新たな公的サービスの創造」を掲げています。特に今後5年間の重点的な取り組みとして、地域の課題を自らで解決できるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、地域の様々な組織や団体による課題の解決に向けた「新たな地域福祉のモデルとなる仕組みづくり」の支援、地域住民が行ってきた地域福祉の活動を「働き」として捉え直して、その活動への対価の受け渡しなどにより、支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉の「『三方よし』による新たな支え手づくり」、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合い、県民誰もが多様な価値観を認め合う「福祉文化づくり」に向けた、障害者差別解消法の円滑な施行への取組を挙げています。

(3) 他の計画との関係

本計画は、「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン2015）」、「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画（もりやま障害福祉プラン2015）」、「守山市子ども・子育て支援事業計画・守山市次世代育成支援対策地域行動計画（守山市子ども・子育て応援プラン2015）」、「第2次健康もりやま21」等の個別計画の土台となる計画として位置づけられ、さまざまな福祉制度では対応できないことを、地域や行政が協働で行い生活課題を解決していくための基盤を整備する計画が地域福祉計画です。

また、市社協が策定する「地域福祉活動計画」、学区社協が策定する「学区社会福祉協議会地域福祉活動計画」と連携しながら、計画を推進していきます。



(4) 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。
なお、計画にもとづく具体的な取組や事業については、社会情勢の変化や利用者のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

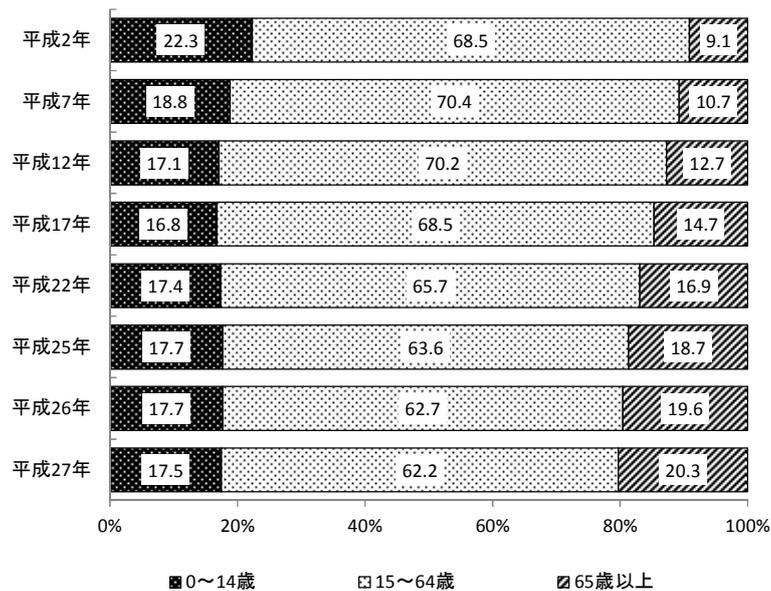
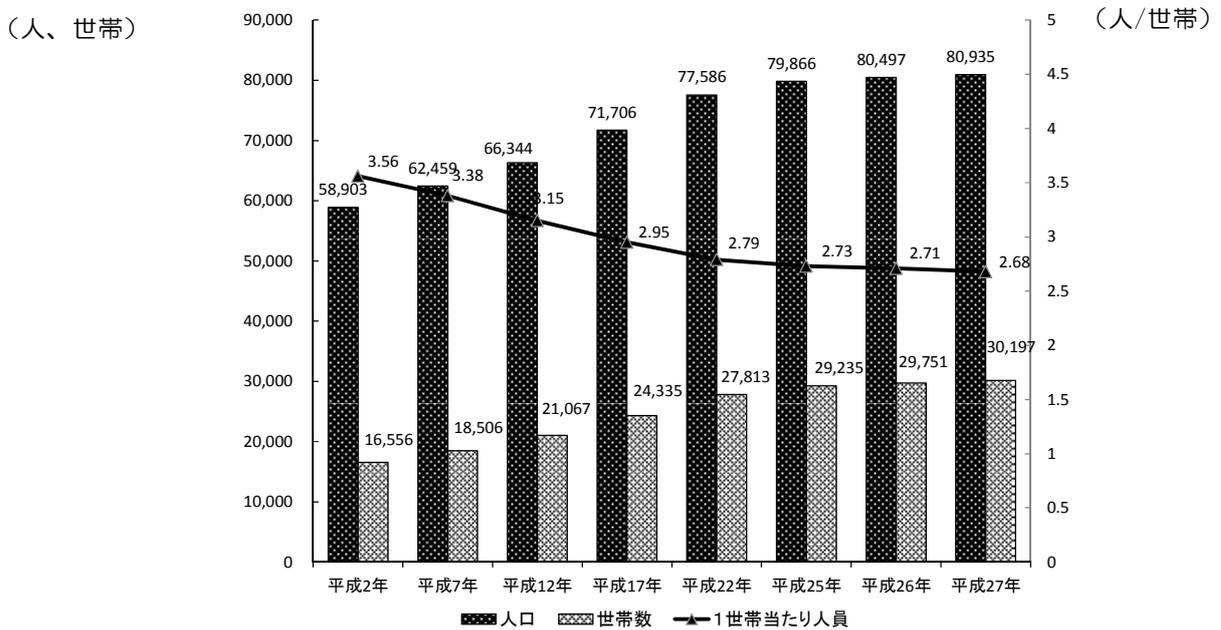
第2章 地域福祉に関わる守山市の現状と今後の方向性

1 人口等の状況

(1) 人口・世帯等の状況

① 人口・世帯数および世帯人員の推移

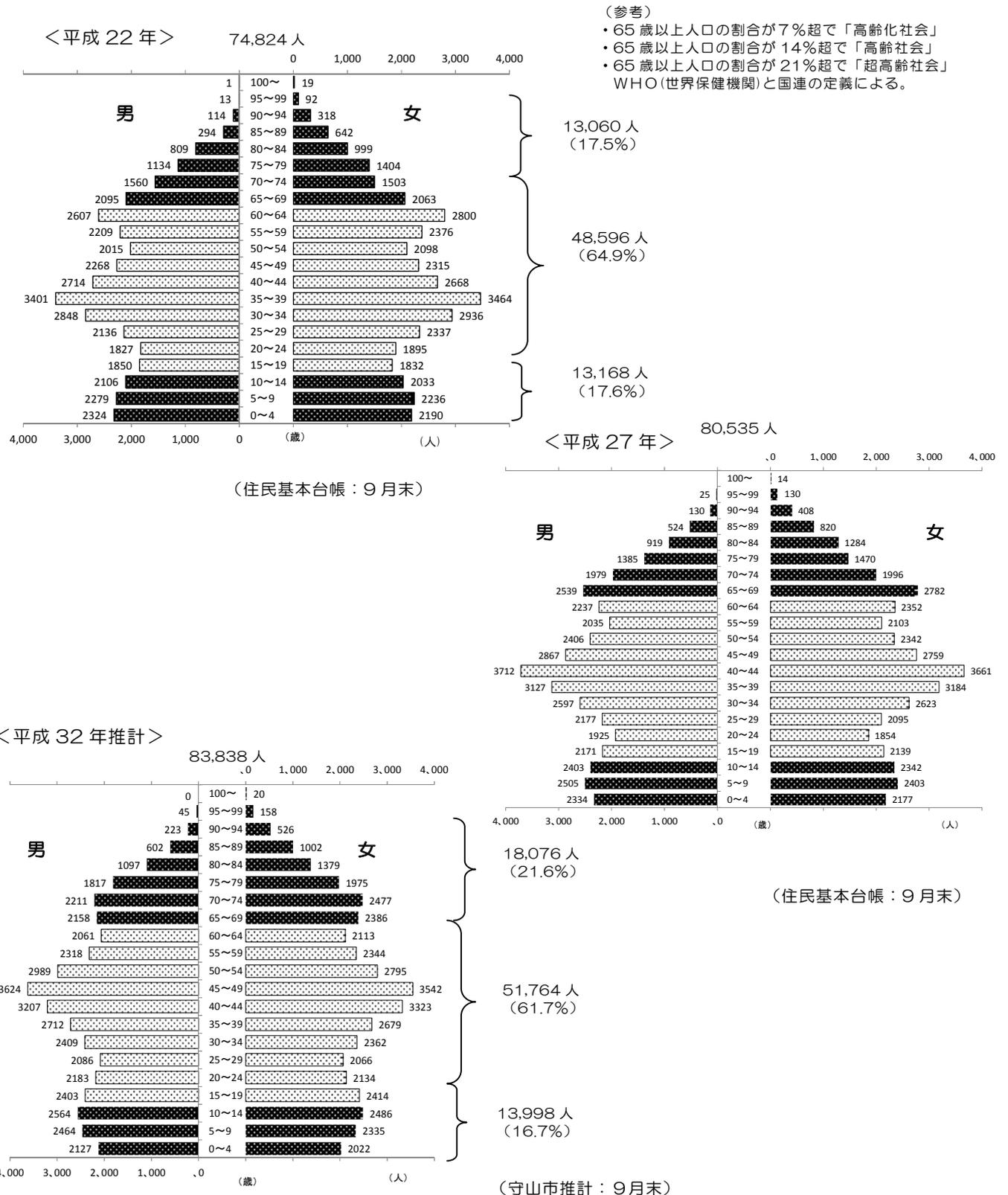
人口・世帯数とも増えている。しかし世帯の小規模化が進んでいる。また、65歳以上の高齢者の占める割合は上昇している。



(住民基本台帳：各年9月末)

②人口ピラミッド（男女別年齢階級別人口構成）※性別、年齢不詳者を除く。

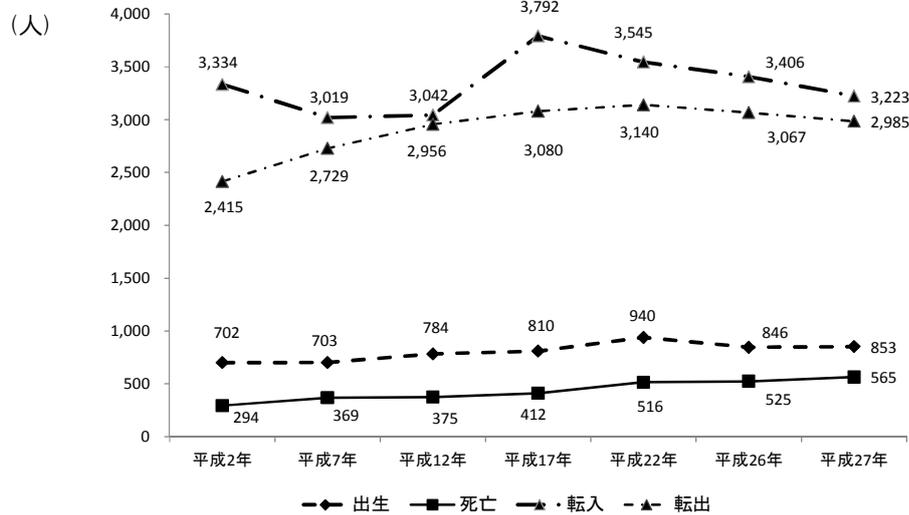
年少人口は微減にとどまるが、生産年齢人口（15歳以上から64歳未満）は3.2%減少、高齢者人口は4.1%増加し、高齢社会から超高齢社会への移行が推測される。



③人口動態

人口増加につながる自然増、社会増の傾向がうかがえる。

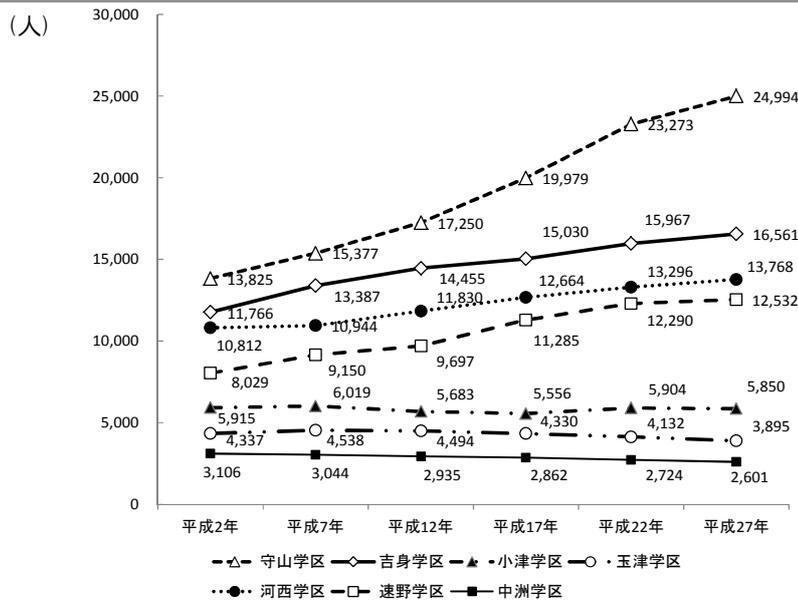
自然動態では出生が死亡を上回り、社会動態では転入が転出を上回っており、人口増加の要因となっていることがわかります。



(住民基本台帳：各年9月末)

④学区別人口と人口構成

守山、吉身、河西、速野学区は人口増、小津、玉津、中洲学区は人口減である。一方、全ての学区で高齢化が進展しており、特に小津、玉津、中洲学区ではこの状況が顕著である。

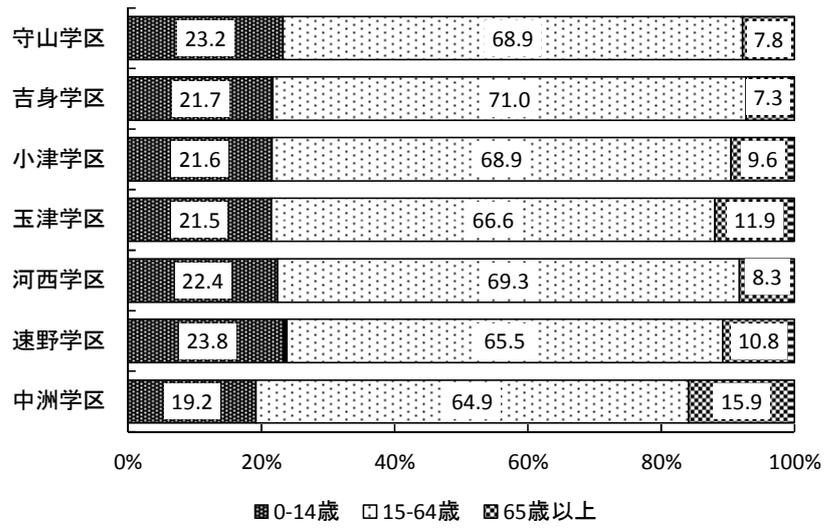


守山学区	吉身学区	小津学区	玉津学区	河西学区	速野学区	中洲学区
1.81	1.41	0.99	0.90	1.27	1.56	0.84

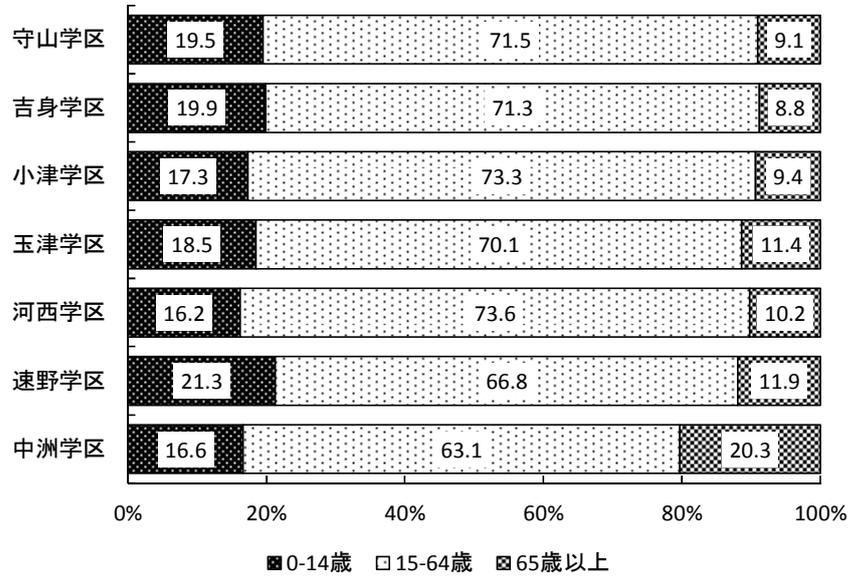
H2年を1.00としたH27年の人口指数

(住民基本台帳：各年9月末)

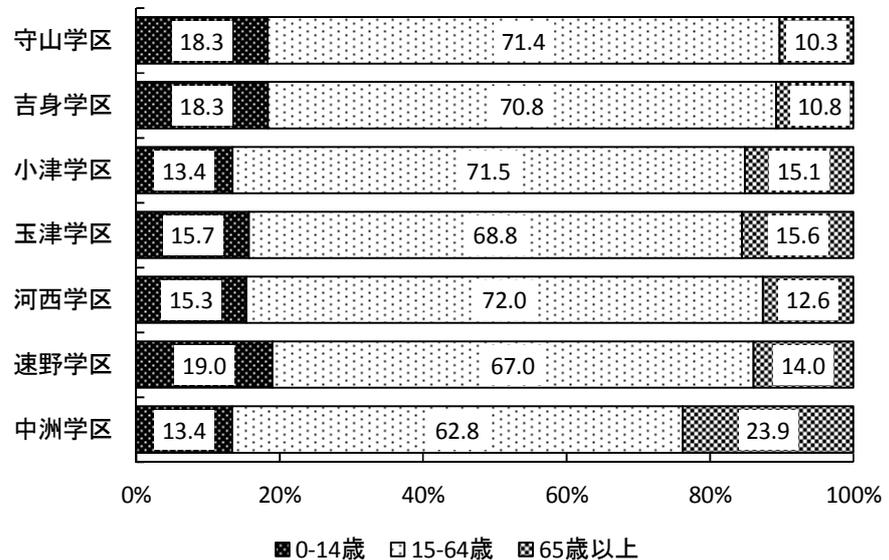
〈平成2年〉



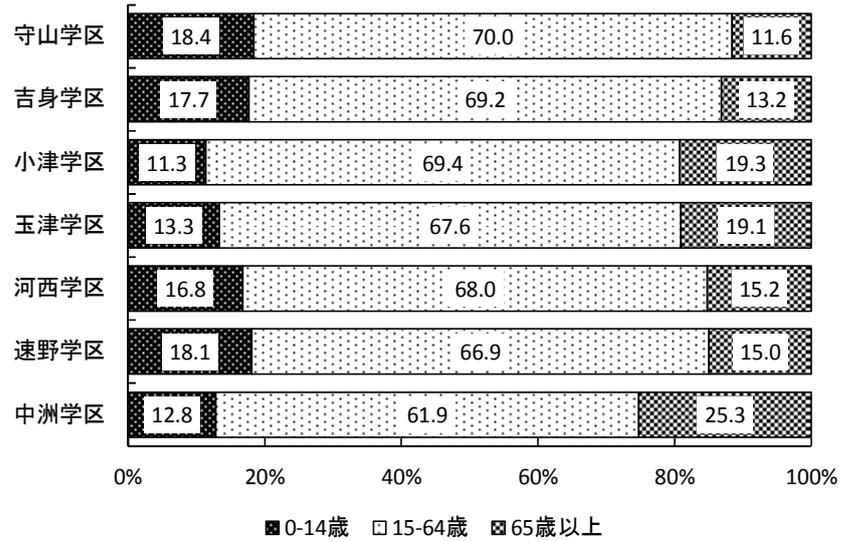
〈平成7年〉



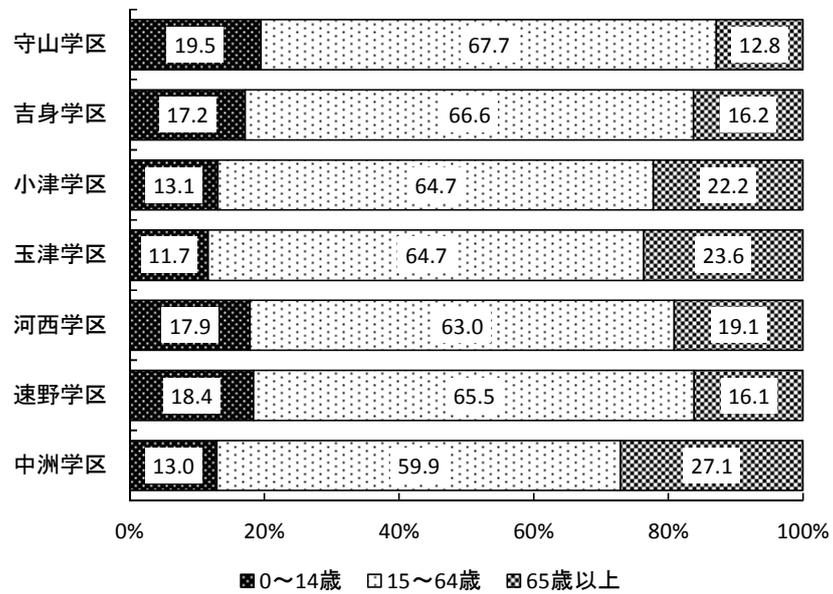
〈平成12年〉



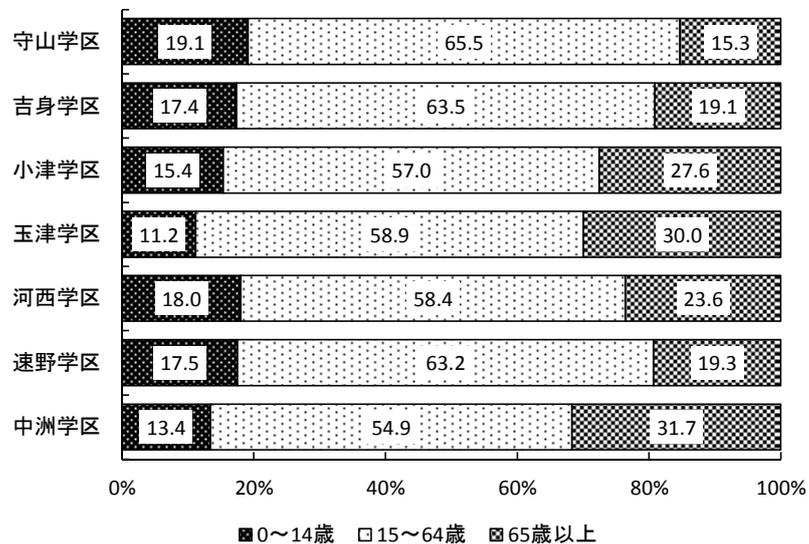
〈平成 17 年〉



〈平成 22 年〉



〈平成 27 年〉



(住民基本台帳：各年9月末)

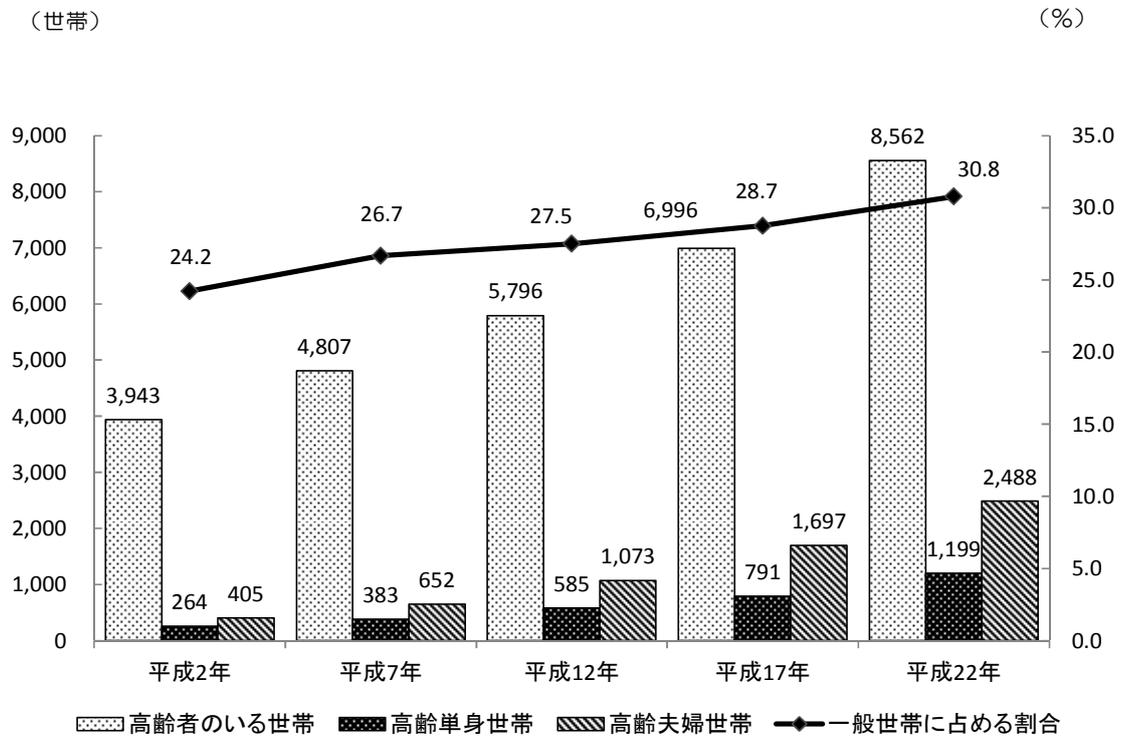
(2) 福祉を取り巻く状況

① 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯が増え、特に高齢者のみ世帯が増加してきている。

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、平成2年は24.2%でしたが、平成22年は30.8%で20年間で6.6%上昇しています。

高齢単身世帯は平成2年264世帯でしたが、平成22年には1,199世帯、約4.5倍となり、とりわけ高齢夫婦世帯は405世帯から、2,488世帯と、約6.1倍に増加しています。

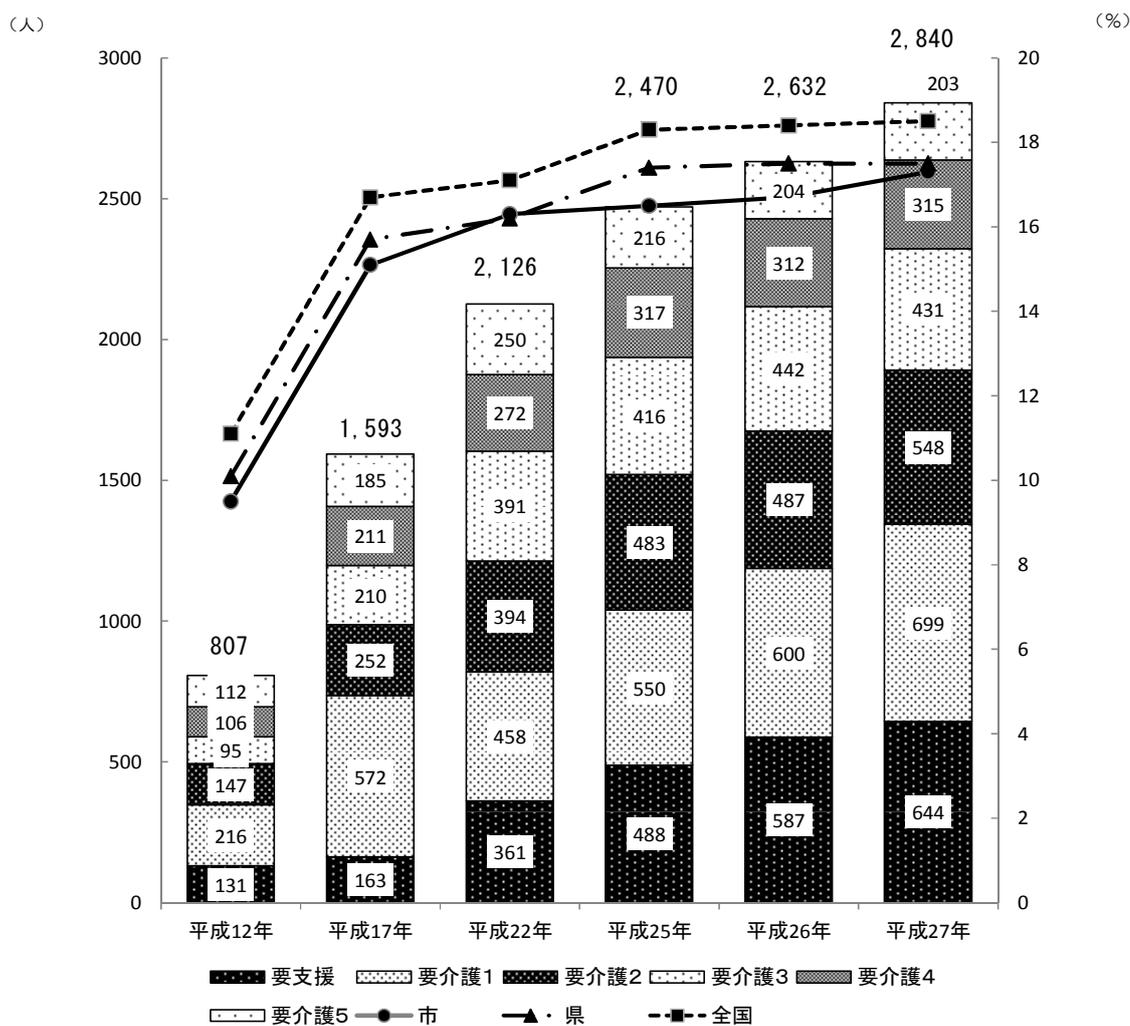


(各年国勢調査)

②介護認定と介護状況

介護認定を受けた人の割合は県・国に比べ低い。

介護認定者数は平成27年9月現在2,840人で、高齢者数に占める割合は17.3%となっています。守山市は15.1~17.3%で推移していますが、滋賀県は15.7~17.5%、全国は16.7~18.5%であり、守山市は低い水準となっています。



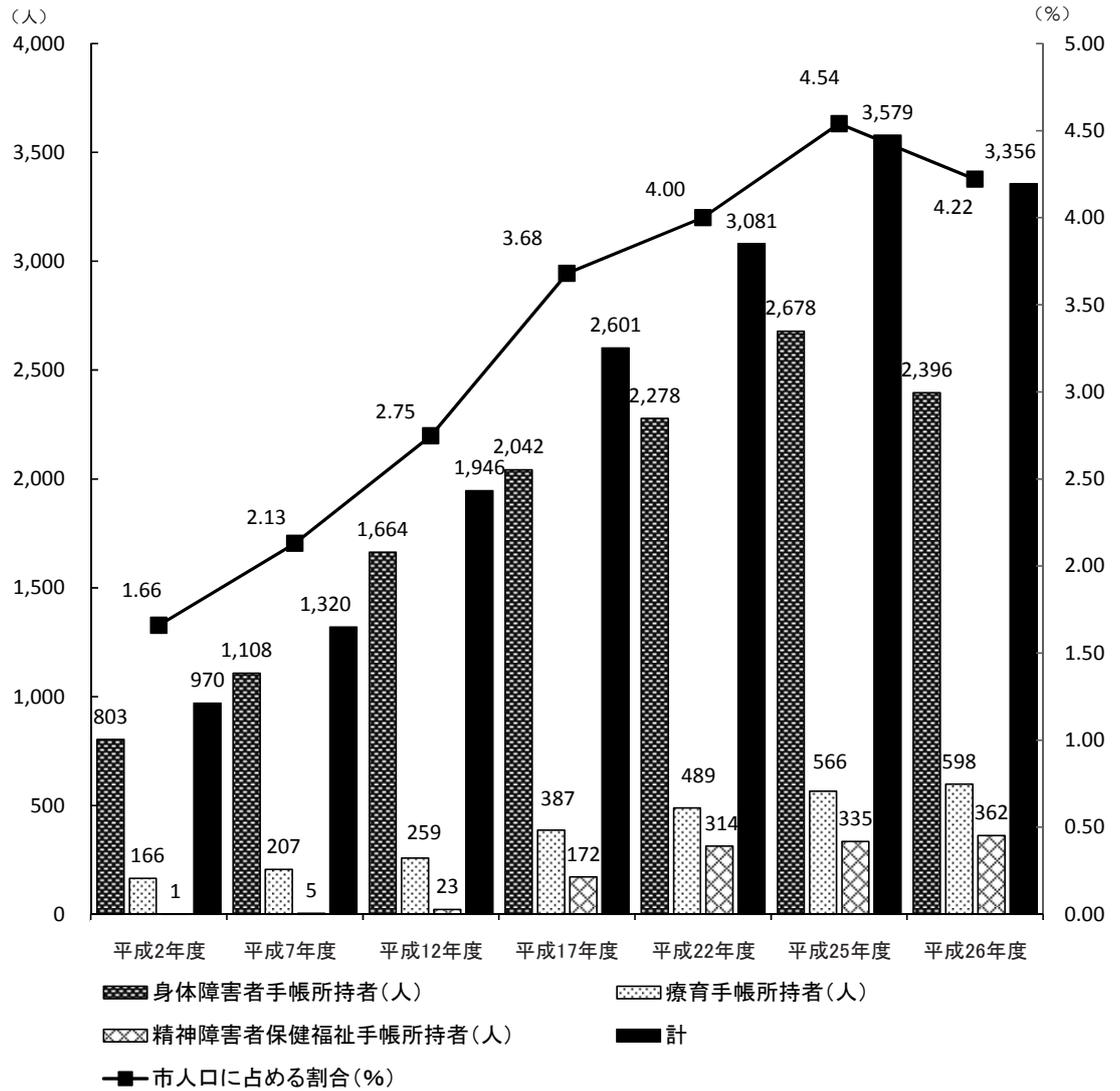
	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年
守山市	9.5	15.1	16.3	16.5	16.7	17.3
滋賀県	10.1	15.7	16.2	17.4	17.5	17.5
全国	11.1	16.7	17.1	18.3	18.4	18.5

(介護保険事業状況報告：各年9月)

③障害のある人の状況

障害のある人の市人口に占める割合は増加してきている。

障害者手帳所持数は、身体障害者手帳を持つ人がもっとも多く、3手帳を合わせた所持者は平成26年度末現在、3,356人で市人口に占める割合は4.0%を超え4.22%となっています。



(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画：各年度末)

2 第2期守山市地域福祉計画の取組と評価から導き出される課題と解決に向けた方向性

第2期守山市地域福祉計画では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標を定め、8つの基本施策を展開してきました。

基本目標1 市民主体の地域福祉の推進

施策(1) 市民等による地域福祉活動への支援

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> • 地域での居場所づくりとして、自治会館の開放や高齢者施設の整備が進みました。 • 民生委員・児童委員を中心に見守り訪問を実施するなど、地域での支え合いが進みました。 	<p>【課題】</p> <p>地域活動に参加しやすく、また自主的に活動ができるなど市民のニーズに合わせた拠点の整備をさらに進める必要がある。</p> <p>地域ぐるみで見守り支え合う体制づくりをさらに進める必要がある。</p>
<p>【高齢者の活動拠点の整備】</p> <p>H23 5施設 → H26 5施設</p> <p>【居場所づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自治会館の開放 H23 21自治会 → H26 37自治会 ※「わ」で輝く自治会応援報償事業による実施数。 • すこやかサロン（注1） 学区社協実施 H23 4学区 18回実施 449人参加 → H26 4学区 19回実施 480人参加 自治会実施 H23 70自治会 473回実施 8,371人参加 → H26 70自治会 777回実施 13,195人参加 市社協実施 H23 11回実施 205人参加 	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>①あらゆる市民が地域参加を通して、お互いが支えあう地域福祉の担い手であると実感できる「場づくり」を地域ごとに促進します。</p> <p>②自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者などの連携や、地域での支援ネットワークの構築を推進します。</p>

<p>→ H26 12回実施 255人参加※いきいき広場として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ほっとステーション（注2） <p>H23 288回 9,342人参加</p> <p>→ H26 288回 7,839人</p> <p>【見守り活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による訪問件数 <p>H23 33,018件 → H26 34,395件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか訪問件数 <p>H23 訪問 1,134件 電話・来所 966件</p> <p>→ H26 訪問 1,229件 電話・来所 729件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター登録会員数（注3） <p>H23 おねがい会員 322人、まかせて会員 155人、 どっちも会員 44人</p> <p>→H26 おねがい会員 473人、まかせて会員 198人、 どっちも会員 51人</p>	
---	--

施策（2）地域福祉の意識啓発

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン（UD）出前講座や人権学習会を通じて、市民の福祉意識の向上に取り組みました。 <p>※ユニバーサルデザインとは…高齢者や身体障害者という特定の人限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障害の度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように最初から製品、環境等がデザインされていることで、誰もが社会の一員として、共に生きることを目指す考え方です。</p>	<p>【課題】</p> <p>福祉をより多くの市民に理解してもらうために、啓発活動の内容を工夫することが必要である。</p>
<p>【研修、出前講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会人権同和問題学習会 <p>H23 70自治会 141回実施 5,718人参加</p> <p>→ H26 70自治会 147回実施 5,478人参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小、中学校へのUD出前講座 <p>H23 6回 → H26 8回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だより <p>H23 6回（8頁）→ H26 4回（12頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこまち連続講座 H23 7回 600人参加 <p>→ H26 6回 1,295人参加</p>	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>③市の広報や出前講座により、福祉の意識を高め、理解を深めます。</p> <p>④人権意識の向上を図る取組をさらに進めます。</p>

基本目標２ 協働で支え合う地域福祉の推進

施策（１）地域福祉を担う人材の確保・育成

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉を担う人材、特に退職者についてポイント事業を通じて地域福祉活動への参加、活動を促しました。 ・ 福祉活動を行う際に必要な研修を行いました。 	<p>【課題】</p> <p>ボランティアをするきっかけづくりや、ボランティア活動をより幅広くするための支援が必要である。</p>
<p>【ボランティア】</p> <p>H23 登録数 71 グループ 3,613 人 → H26 登録数 64 グループ 1,833 人 ※平成 23 年度以降、約 20 グループ 2,000 名近くが登録を解消されましたが、高齢化等による実際のグループ解散は 7 グループ程度の約 50 名で、大半が登録はしないかたちで活動を継続されています。また、新規登録が約 10 グループ約 90 名あり、規模の小さなグループの入れ替わりが進んだ状況となっています。</p> <p>【ボランティア保険】</p> <p>H23 ボランティア活動保険 165 件（加入者 2,039 人） ボランティア行事保険 66 件（7,274 人） → H26 ボランティア活動保険 132 件（1,888 人） ボランティア行事保険 87 件</p> <p>【いきがい活動ポイント事業】</p> <p>H24 登録者数 63 人、延べ活動人数 1,021 人、受入施設 37 施設 ※H24 から守山市社会福祉協議会が受託し、実施。 → H26 登録者数 141 人、延べ活動人数 2,255 人、受入施設 50 施設</p> <p>【民生委員・児童委員数】</p> <p>H23 145 名 → H26 151 名</p> <p>【福祉協力員数】</p> <p>H23 236 名 → H26 252 名</p> <p>【健康推進員】</p> <p>H23 169 名 → H26 164 名</p>	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>⑤ボランティアの活動内容、加入窓口などについてPRを進めます。</p> <p>⑥養成講座や研修会の充実を図ります。</p> <p>⑦ボランティア団体同士の交流・連携により、地域での福祉活動をより一層、促進します。</p>

<p>【守山市地区赤十字奉仕団】 H23 684名 → H26 534名 【講座など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座（注4） H23 24回開催 836人受講 →H26 25回 1,448人受講 ・シニアボランティア養成講座 H23 シニア講演会1回（144人）、シニア連続講座5回（146人）、グループ交流会3回（166人） → H26 シニア連続講座3回（229人）、 グループ交流会2回（126人） ・民生委員・児童委員への研修は随時実施 ・ゲートキーパー（自殺対策）研修（注5） H23 医師会、民生委員・児童委員、在宅保健師の会、ケアマネジャー、健康推進員へ研修 実施7回 延べ426人 H24 会館コーディネーター、障害施設職員、老人クラブ、健康推進員等へ研修 実施6回 延べ85人 H25 教職員、市職員、銀行、健康推進員へ研修 実施7回 延べ755人 H26 民生委員・児童委員研修 実施7回 延べ755人 	
--	--

施策（2）地域福祉を軸としたまちづくりの推進

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携して地域での福祉活動に取り組みました。 ・学区社協において、地域の課題を共有する取組を進めました。 ・民生委員・児童委員を中心に見守り訪問を実施するなど、地域での支え合いの取組が進みました。 ・各福祉団体で、夏祭りや福祉体験などを実施することにより、地域との交流、相互理解を進めました。 ・各学区において、地域の特色ある福祉活動が実践されました。 	<p>【課題】 地域に身近な学区社協と全体を取りまとめる市社協がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、重層的な取組を進めていく必要がある。</p>

<p>守山市社協地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成18年度～平成22年度</p> <p>第2次 平成23年度～平成27年度</p> <p>守山学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成23年度～平成26年度</p> <p>第2次 平成27年度～平成29年度</p> <p>吉身学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成23年度～平成26年度</p> <p>第2次 平成27年度～平成30年度</p> <p>小津学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成22年度～平成25年度</p> <p>第2次 平成26年度～平成28年度</p> <p>玉津学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成24年度～平成27年度</p> <p>河西学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成22年度～平成25年度</p> <p>第2次 平成26年度～平成29年度</p> <p>速野学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成21年度～平成24年度</p> <p>第2次 平成25年度～平成28年度</p> <p>中洲学区地域福祉活動計画</p> <p>第1次 平成23年度～平成26年度</p> <p>第2次 平成27年度～平成31年度</p> <p>SOSネットワーク登録時業者数</p> <p>H23 19事業者 → H26 21事業者</p> <p>もりやま福祉フェア</p> <p>平成23年度から毎年1回実施</p>	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>⑧地域福祉の核となる市社協との連携・協働により、学区社協をはじめとした地域の福祉活動を支援します。</p> <p>⑨民間事業者など様々な主体の役割分担と連携による福祉を推進します。</p>
--	--

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進

施策（1）相談体制の整備

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や児童など、相談者に応じた相談体制の充実を図るとともに、支援団体による電話相談（「聴かせてホットライン」）の充実が図られました。 ・ 地域ケア会議を開催し、多職種連携による誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためのネットワークづくりについて検討を開始しました。 	<p>【課題】</p> <p>相談件数が年々増加をしていくとともに、課題が複合的になってきており、相談窓口の充実、支援実施機関同士の連携など体制を整えていく必要がある。</p>
<p>【すこやか訪問事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談件数 H23 高齢者の介護にかかる訪問 307 件、電話・来所相談 455 件 認知症にかかる訪問 124 件、電話・来所相談 153 件 障害にかかる訪問 111 件、電話・来所相談 107 件 H26 高齢者の介護にかかる訪問 506 件、電話・来所相談 326 件 認知症にかかる訪問 369 件、電話・来所相談 236 件 障害にかかる訪問 79 件、電話・来所相談 103 件 ・ すこやか訪問件数 H23 訪問 1,134 件、電話・来所 966 件 →H26 訪問 1,229 件、電話・来所 792 件 <p>【家庭相談支援事業】</p> <p>平成 23 年 387 件 → 平成 26 年 509 件</p> <p>【生活保護相談件数】</p> <p>平成 23 年 109 件 → 平成 26 年 298 件</p> <p>【聴かせてホットライン】</p> <p>平成 25 年 251 件 → 平成 26 年 322 件</p> <p>【生活困窮者自立支援事業】（平成 27 年 4 月より実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> H27.4 相談者数 25 人 相談延件数 61 件 H27.5 相談者数 27 人 相談延件数 62 件 H27.6 相談者数 26 人 相談延件数 99 件 	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>⑩課題を見つけ、地域の支援者とともに迅速な対応ができる体制の充実を図ります。</p> <p>⑪制度のはざまにある人の支援や、重層的に見守りをするネットワークづくりを進めます。</p>

施策（２）地域福祉を支えるネットワークの整備

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<p>・多職種連携による誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためのネットワークづくりについて取組を進めました。</p> <p>・平成 27 年度からは、生活困窮者自立支援事業を実施し、相談から就労体験、家計相談、就労支援などをワンストップで実施する生活支援相談室を設置し、各種相談を受ける体制を整えています。</p>	<p>【課題】</p> <p>相談件数が年々増加をしていくとともに、課題が複合的になってきており、相談窓口の充実、支援実施機関同士の連携など体制を整えていく必要がある。</p>
<p>【不登校児童】※小中学生 H23 72 人 → H26 89 人</p> <p>【見守り活動】</p> <p>民生委員・児童委員による訪問件数 H23 33,018 件 → H26 34,395 件</p> <p>【要保護児童対策協議会】</p> <p>H23 代表者会議 2 回、支援者会議月 1 回、個別ケース随時 → H26 代表者会議 2 回、支援者会議月 1 回、個別ケース随時</p> <p>【地域ケア会議】</p> <p>H26 から開始</p> <p>地域ケア個別会議：年 5 回 8 事例検討 地域ケア推進会議：年 2 回開催</p> <p>【自殺対策】</p> <p>自殺対策連絡協議会 H23（設置） 3 回 → H26 2 回</p> <p>【発達支援システム庁内推進会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援システム庁内推進会議年 2 回程度開催 ・事務局会議 年 5 回程度開催 ・早期支援体制検討会 年 4 回程度開催 ・ケース集約会議 年 6 回程度開催 ・就労（進路）支援に関する検討会 年 2 回程度開催 	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>⑩課題を見つけ、地域の支援者とともに迅速な対応ができる体制の充実を図ります（再掲）。</p> <p>⑪制度のはざまにある人の支援や、重層的に見守りをするネットワークづくりを進めます（再掲）。</p>

施策（３）安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や知的障害、生活障害など日常生活を営むのに支障がある方に対する地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知、利用を進めました。 ・各福祉サービス提供事業者に対して、監査の際に第三者評価システムの活用を助言するとともに、法人運営の透明性を高める観点から、財務諸表等の公開を進めました。 	<p>【課題】</p> <p>福祉サービス利用者に適切なサービスが提供されるように、サービス内容などを客観的に評価、公開することで、利用者の安心を高める必要がある。</p>
<p>【地域福祉権利擁護事業】</p> <p>H23 支援件数 1,827件 契約 59件</p> <p>→ H26 支援件数 2,647件 契約 58件</p> <p>【成年後見制度利用促進事業】</p> <p>H23 高齢者相談件数 19件 →H26 高齢者相談件数 21件</p>	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>⑫安心して福祉サービスを利用できる体制を整備します。</p>

施策（４）住みやすい生活環境の整備

成果	課題と導き出される解決に向けた方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・UD 出前講座や人権学習会を通じて、市民の福祉意識の向上に取り組みました。 ・移動支援の一つとしてデマンド乗合タクシー「モーリーカー」（注6）を運行し、さらに福祉有償運送事業（注7）やタクシー券の助成を行いました。 ・避難行動要支援者登録制度を開始し、自治会、民生委員・児童委員と情報を共有することにより、地域での平常時の見守り、災害時の避難誘導體制づくりを推進している。また、これに伴い、地域で支援をするためには「向こう三軒両隣り」という関係づくりも進んできました。 	<p>【課題】</p> <p>住み慣れた地域で自立して暮らすために、市民が必要としている支援を充実させていくことが必要である。</p>
<p>【UD チェック】</p> <p>H23 2回 → H26 0回</p> <p>【モーリーカー】</p> <p>H25 利用登録人数 2,943人、運行日数 245日、</p> <p>1日あたり利用者数 12人</p> <p>→ H26 利用登録人数 725人、運行日数 243日、</p> <p>1日あたり利用者数 11人</p>	<p>【解決に向けた方向性】</p> <p>⑬自立した生活を営むための各種サービスの情報提供と利用、活用を推進します。</p> <p>⑭高齢化社会を見据えた生活の利便性を高める手段の向上を図ります。</p>

<p>【タクシー運賃・自家用自動車燃料費助成】</p> <p>H23 使用枚数 13,359 枚 → H26 使用枚数 14,431 枚</p> <p>【守山市福祉有償運送事業】</p> <p>H26 利用登録者数 15 名</p> <p> 利用回数 168 回</p> <p> ボランティア登録 15 名</p> <p>【守山市避難行動要支援者登録制度】</p> <p>H24 1,731 人 → H26 1,761 人</p> <p>【だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の適合証交付事業所数】</p> <p>H23 4 事業所 → H26 4 事業所</p> <p>【バリアフリー道路の延長】</p> <p>・順次、バリアフリー道路を延長している。</p>	
---	--

第3章 計画の基本方針

基本理念

誰もが住み慣れた地域で、
安心して暮らせる福祉のまちづくり

すべての市民が人としての尊厳をもち、住み慣れた地域の中で、年齢や障害の有無、家庭の状況に関わらず、安心して暮らせるまちをめざし、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいをもって参加できる地域社会を実現します。

行動指針

一人ひとりの出番があるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びや、いきがいを実感でき、隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体が参画する地域社会を実現します。

基本方針Ⅰ つながるまちづくり

隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体がつながることで、市民一人ひとりが支えられるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに喜びやいきがいを実感できるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

基本方針Ⅰ つながるまちづくり

1 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり

- (1) 自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者などの連携を進め、地域での支援ネットワークの構築を推進します。

ア 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動の推進支援

民生委員・児童委員は、市民に最も密接な福祉の担い手として、支援を要する人や世帯の把握をし、相談、助言、支援、情報提供、行政や関係機関とのパイプ役、こんにちは赤ちゃん訪問事業といった地域での見守り活動など大切な役割が求められており、研修の充実により、活動の活性化を促進します。

また、福祉協力員については、市社協を通じて研修などの支援を行い、地域における福祉推進体制の整備を推進します。

これらの地域での福祉活動を継続して行っていくためには、担い手の育成が必要なことから、市社協と連携し、活動の紹介や活動しやすい環境の整備などにより、活動への理解と関心が深まる取組を推進します。

イ 総合的なネットワーク体制の整備

生活支援を必要とする人が、地域で安心して暮らすためには、介護保険などの公的なサービスだけでなく、地域での支え合いによって、問題の解決を図ることが大切です。

そのため、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、社会福祉事業者などとの連携を円滑にするための総合的なネットワーク体制を構築し、地域での支え合いを促進します。

- (2) 民間事業者など様々な主体の役割分担と連携による福祉を推進します。

ア 民間事業者の地域とつながる社会貢献活動の促進

地域の民間事業者が地域社会の一員として、その人材や施設などを活用することを通じて、地域の人とつながり、ふれあう社会貢献活動を促進します。

また、業務を通じて地域住民と接する機会の多い身近な民間事業者の

見守り活動への参画を推進します。

(3) 制度のはざまにある人の支援や、重層的に見守りをするネットワークづくりを進めます。

ア 地域ぐるみの見守り体制の構築

ひとり暮らし高齢者などが地域で孤立することがないように、地域に暮らす一人ひとりが、他人事とせず、地域ぐるみで見守る体制づくりを促進します。

自治会、民生委員・児童委員や福祉協力員を中心とする地域の福祉関係者は、定期的な友愛訪問活動や様々な地域福祉活動を通して、安否確認や実態把握に努めます。また、市民は近所で気になる世帯への見守り、支援活動を行い、課題を福祉関係者に伝えるなど、連携・継続した支援体制づくりに協力します。

イ 認知症高齢者の見守り体制の構築

認知症の人が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、地域に暮らす一人ひとりが、認知症の人と家族を支え、見守る意識を高める取組を推進します。

また、隣近所、地域の身近な民間事業者などによる声かけなど、地域ぐるみで見守る仕組みづくりを充実させていきます。

ウ 住民同士が支え合える関係づくりの推進

日常の生活の中で、課題を抱えている人や支援を必要としている人に気づき、見守りや気軽に手助けなどを行うことができるのは、隣近所など、身近に住む人です。

日頃からのあいさつなどを通じて、顔見知りになるとともに、近所づきあいを通して住民同士が支え合える関係を築くことが大切です。

また、隣近所だけでは解決できない課題は、住民同士のネットワークや、自治会などの住民組織や民生委員・児童委員、福祉協力員などの福祉関係者との連携により、解決できる場合もあります。

そのため、地域に暮らす一人ひとりが地域活動に積極的に参加し、隣近所から自治会、学区、市域へと住民同士が支え合える関係を広げ、多くの人とつながることにより、支援が必要な人の生活課題の早期発見と早期解決が図れる関係づくりを促進します。

エ 相談ネットワーク体制の整備

生活相談、子育て相談、高齢の障害者の相談、健康相談、ひきこもり相談などに迅速かつ的確に対応するため、庁内関係課や関係機関の連携を推進するとともに、より専門的な支援が必要なケースや、複合的な課題のあるケースに対応するため、児童相談所、保健所など専門的機関とのネットワークの充実を図ります。

オ 災害時の避難行動要支援者支援体制の整備

高齢者や障害者など、災害に際して配慮を必要とする人々への、平常時における見守り、災害時における避難誘導體制づくりのため、「要支援者の把握」、「要支援者情報の共有」などの避難行動要支援者登録制度を推進し、各自治会における緊急時の避難体制づくりを促進します。

また、避難行動要支援者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の設置や運営に向けた取組を推進します。

カ 生活困窮者支援の推進

経済的に困窮している住民を早期に発見するために、自治会、民生委員・児童委員、不動産業者など地域から情報を得られるネットワークづくりを行うとともに、自立相談支援事業や就労支援など相談者に寄り添いながら包括的に支援を行うことにより、早期解決と自立につながる取組をさらに推進します。

キ ひとり親家庭支援の推進

精神的、経済的な悩みや子の養育などにおいて問題を抱えているひとり親に対し、母子・父子自立支援員による相談、支援などを行い、また就労のための給付金の支給など、ひとり親家庭の安定と自立に向けた取組を推進します。

ク 介護者支援の充実

介護保険や障害福祉サービスの関連事業所などの団体や専門職、民生委員・児童委員、自治会などと連携し、相談窓口、各種サービス情報の提供などを推進し、介護者の心身の負担の軽減を図るとともに、地域における介護者への理解や支援の必要性について啓発します。

また、介護者で組織する団体などへの支援を進めます。

2 各地域の特色ある福祉のまちづくり

- (1) 地域福祉の核となる市社協との連携・協働により、学区社協をはじめとした地域の福祉活動を支援します。

ア 市社協との連携・協働による地域福祉の推進

市社協は地域福祉の核となり、地域のニーズや課題を把握し、対応していく専門機関であり、民間組織としての機動力や柔軟性を持ち合わせ、ボランティア活動や福祉活動を行う人材の育成など、非常に重要な役割を担っています。

そのような市社協と連携・協働することにより、学区社協をはじめとした地域の福祉活動を支援し、地域のニーズに基づいた、各地域の特色ある地域福祉活動を積極的に促進します。

施策の展開にあたり関係する課や組織

健康福祉政策課、すこやか生活課、高齢福祉課、地域包括支援センター、障害福祉課、こども課、こども家庭相談課、発達支援課、危機管理課、市民協働課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、市社協、学区社協など

基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり

1 気軽に地域参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり

- (1) あらゆる市民が地域参加を通して、お互いが支え合う地域福祉の担い手であると実感できる「場づくり」を地域ごとに促進します。

ア みんなが利用できる活動拠点の確保の支援

地域における子どもから高齢者、障害者などが気軽に立ち寄る場として、また子育て中の母親などが情報交換のために集える場として自治会館や集会所の整備への補助金などの支援、商店街の空店舗などの活用支援に努めるとともに、各種サロン活動や様々な世代による交流など、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりを促進します。

イ 地域への愛着を育む地域コミュニティづくり

学区や自治会など地域において、住民同士の交流が図れる事業や活動を実施し、地域全体のコミュニティづくりを促進します。また、地域の伝統、文化、歴史といった特性を生かしながら、多世代交流が図れる場や事業を通して、地域への愛着を感じられるコミュニティづくりを促進します。

ウ 多様な地域の人財や社会資源を活かした地域福祉

市民一人ひとりに活躍できる場があり、そこでの活動を通して、人を支え、人の役に立つことが、市民一人ひとりの喜びを生み、いきがいにもつながっていきます。

このことを実現するため、市民、既存の地域組織・団体、ボランティア、NPOに加えて身近な民間事業者、退職者など、地域の多様な人を財産＝人財として地域福祉に巻き込み、これまで地域福祉にあまり関わりのなかった人たちの参加や活躍を可能にする環境づくりを推進します。また、地域福祉を担う人財に対する研修などの実施により、多様な地域での課題に対応できる市民参加の基盤整備に取り組みます。

エ 高齢者や障害者などの地域参加の場づくり

高齢者がこれまでの社会経験や就労経験を活かすことができる活動の場の充実に向けた取組を推進し、生涯現役社会の実現に努めます。

また、障害のある人も、その持てる力を活かし、就労などを通じての

地域参加を促進し、自己実現ができる社会の実現に努めます。

オ 子どもの社会性の醸成

子どもたちが、遊びを通して、思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力などを育む場の確保に努め、社会性の醸成を促進します。

2 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進

(1) 市の広報や出前講座により、福祉の意識を高め、理解を深めます。

ア 市民意識の向上と福祉教育の推進

福祉の支援が必要な人やそうでない人が、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが安心して暮らせる地域福祉を進めるために、市民一人ひとりが主体的に協力し合い、相互に理解し合うことが必要です。そのため、生涯学習活動として地域福祉活動に関する講座や出前講座を活用した学習を推進します。

また、地域においては人権と福祉のまちづくりに関する学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れ、地域福祉に関する学習の機会の充実に努めます。

イ 学校における福祉教育の推進・インクルーシブ教育の推進

学校教育の現場では、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、総合的学習の時間などに福祉に関する学習を推進します。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に支え合う共生社会の形成を図るため、国や県の動向を踏まえつつ、インクルーシブ教育（注8）システムの研究を進めます。

(2) 人権意識の向上を図る取組を進めます。

ア 人権意識の向上

「守山市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、市民が日常生活のなかで人権を相互に認め合い、部落差別をはじめ、高齢者差別、障害者差別といったあらゆる差別をなくし、人権を重んじ信頼しあえるまちの実現に努めます。

3 楽しさと感動が共有できる活動への支援

(1) ボランティアの活動内容、加入窓口などについてPRを進めます。

ア ボランティア活動へのきっかけづくり

市社協が設置する守山市ボランティアセンターの事業を支援し、ボランティア活動への参加を希望する市民に、各団体の情報提供や相談、養成講座や研修会などを行い、市民一人ひとりのやる気がボランティア活動につながる取組を促進します。

(2) 養成講座や研修会の充実を図ります。

ア 福祉活動を行う上での基礎的な知識の向上と地域ボランティアの育成

市社協とともに福祉活動を行うための基礎的な知識の向上を図る学習や研修機会の充実を図り、介護、子育て、障害に関するサービスの専門性に加えて、地域リーダー役やコーディネーター役など地域福祉推進の中核を担う人材の育成を推進します。

(3) ボランティア団体同士の交流・連携により、地域での福祉活動をより一層、促進します。

ア ボランティア団体の交流・連携による福祉活動の促進

自治会など既存の地域組織やボランティア団体、NPOなどが交流することにより、各組織、団体が連携し、それぞれの強みを生かした福祉活動を促進します。

施策の展開にあたり関係する課や組織

健康福祉政策課、すこやか生活課、高齢福祉課、地域包括支援センター、障害福祉課、こども課、人権政策課、地域総合センター、市民協働課、都市再生課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、人権教育課、市社協など

1 みんなが住みやすいまちづくり

- (1) 課題を見つけ、地域の支援者とともに迅速な対応ができる体制の充実を図ります。

ア 身近な相談活動の推進

生活相談、子育て相談、健康上の困りごと相談など様々な相談を受け付ける窓口や、地域に出向いて気軽に相談ができる「すこやか訪問事業」を引き続き実施するなど、相談窓口の充実を推進します。また、各種相談を通じて課題の早期発見に努め、相談者に寄り添った適切な支援を行います。

イ 在宅医療と介護の連携

住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、サービス提供者間の連携や、在宅療養を支援するサービスの周知を図ることにより、市民が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できるよう体制づくりを行います。

ウ 支援を必要とする人の早期発見、早期支援への体制づくり

支援を必要とする人の中には、声をあげたくてもあげることができない人や、また、自らの生活に課題があることに気づかない人もいます。地域でそのような人を発見した場合、迅速に行政に情報をつなげる体制づくりを推進するとともに、庁内における関係課の連携による情報収集などにより、支援を必要とする人の早期発見に努めます。

さらに、支援を必要とする人の多くは、複合的な課題を抱えていることから、庁内関係課や関係機関が連携して、より円滑に支援ができる体制の充実を図ります。

エ 自殺対策

「守山市自殺対策基本指針」に基づき、こころの健康づくりや自殺予防に向けた普及啓発、相談・支援など、自殺者数の減少をめざして一層の取り組みを推進します。

オ 虐待などの暴力防止対策

高齢者や障害者、児童に対する虐待やいじめ、配偶者等からの暴力（DV）は、基本的人権を侵害し、心や身体に深い傷を負わせることにもつながることであり、発生予防、早期発見、早期対応など本人および家族に対する総合的な支援を推進します。

(2) 自立した生活を営むための各種サービスの情報提供と利用、活用を推進します。

ア 日常生活自立支援事業および成年後見制度の利用推進

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、判断能力が充分でない人の日常生活費の管理や福祉サービスの利用援助（契約手続き等）などにより、これらの人を不利益から守り、地域で安心した生活を送るための制度の周知、相談体制の整備を図るとともに、市民後見人（注9）の育成を推進します。

イ 「終活」の促進

少子高齢化による人口動態の変化、核家族化などにより、これまでは地域社会や親族のサポートで進められていた人生の終末期の諸問題に対する対応が、本人や限られた家族のみで行うことが多くなりました。

そのため、判断能力のある元気な時に、延命治療や介護、葬儀、相続など終末期を迎えるにあたっての、準備を整える「終活」（注10）に向けての取組を促進します。

(3) 高齢化社会を見据えた生活の利便性を高める手段の向上を図ります。

ア ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障害のある人もない人も、高齢者や子ども、外国人などすべての人が、自らの意志で自由に行動でき、生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりを市民や民間事業者と協力して推進します。

イ 生活の利便性の維持、向上

高齢化の進行を見据え、生活課題に対応するため、民間事業者等を活用した生活の維持、向上を研究します。

また、移動手段については、既存の公共交通機関の維持・確保に努めるとともに、その補完的な機能については、国の方針も踏まえた上で、

市民や民間事業者などとともに、福祉の観点も含め、中長期的な地域交通のあり方について検討します。

ウ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進）

家族同士の協力による子育て負担の軽減や女性の就業、高齢者の見守りなど、家族が安心して住み慣れた地域で暮らせる環境づくりとして、多世代家族の同居または近隣への居住促進に努めます。

2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備

(1) 安心して福祉サービスを利用できる体制を整備します。

ア 苦情解決体制の整備

福祉サービスに関する様々な苦情・相談を受け付け、迅速かつ適切に対応する窓口の周知を図ります。また、内容に応じて関係機関と連携して対応できるよう、相談体制の整備を推進します。

イ 第三者評価事業の導入の促進

福祉サービス提供事業者自らが、提供する福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者がサービスを適切に選択するための情報が十分に得られるよう、積極的に第三者評価事業の導入を進めます。また、福祉サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるなど適切な運営指導を推進します。

施策の展開にあたり関係する課や組織

健康福祉政策課、すこやか生活課、高齢福祉課、地域包括支援センター、障害福祉課、こども課、こども家庭相談課、みらい政策課、都市計画・地域交通課、学校教育課、市社協など

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 地域の福祉関係者との連携・協働

地域福祉の推進にあたっては、市民、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員など福祉事業関係者などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、本計画における趣旨、施策の内容などについての情報を発信し、ご理解をいただくとともに、地域における連携・協働の取組を促進し、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(2) 守山市社会福祉協議会、学区社会福祉協議会との連携・協働

市社協は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、「市民主体の福祉のまちづくり」を目的として、地域福祉活動を進めています。

また学区社協は、地域における自治活動の基本となる自治会をはじめとする地域の様々な団体や、市民が協力しあってつくる組織で、地域に根ざして市社協とともに地域福祉活動を進めています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で市社協、学区社協が大きな役割を担うことが必要です。

そのため、市の策定する地域福祉計画と、市社協が策定する「市民主体の福祉のまちづくり」活動計画である地域福祉活動計画とが連携する必要があります。

また、各学区社協がそれぞれの特色を活かして策定する学区地域福祉活動計画とも連携し、地域福祉活動に取り組んでいきます。

(3) 福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者などとの連携・協働

地域における生活課題をきめ細かく解決していくにあたっては、制度内外の事業サービスを多様な生活課題に対して、総合的にかつテーマ性や専門性をもって柔軟に、機動的に対応することが求められてきています。そのため、これまでの自治会などの地域組織に加え、福祉団体、NPO、ボランティア、社会福祉法人などの地域に関わる民間事業者などと連携・協働し、多様な市民の生活課題の解決に向けた取組を進めていきます。

(4) 庁内関係部署との連携

本計画は、福祉、保健、教育、交通、都市計画、防犯、防災などさまざまな分野にわたっています。

このため、守山市地域福祉庁内推進会議などにより、関係部署との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

2 計画の広報

広く市民に「守山市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページへの掲載や概要版の回覧などを行い、計画推進への協力を求めています。

3 計画の進捗管理

本計画を実施していくにあたっては、「守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画（守山いきいきプラン2015）」や「守山市障害者計画・守山市障害福祉計画（もりやま障害福祉プラン2015）」といった各個別計画において具体的な施策を展開していくこととなりますが、実効性を高めるために、本計画を基に各施策の進捗状況を定期的に把握・評価することが必要です。

このため、本計画の目標を設定し、具体的な事業の推進と進捗管理を行うとともに、その結果については定期的に、守山市地域福祉推進会議において、報告を行うものとします。

第6章 資料編

1 計画策定までの取組

(1) 各学区ヒアリングの実施

計画の策定にあたり、地域の実状と生活課題、また地域における取り組みを把握し、市民のニーズに即した計画を策定するために、各学区に出向き、学区社協の地域福祉推進員を中心とした福祉関係者からヒアリングを行いました。

その中で、各学区における課題を抽出し、施策への反映につなげました。

各学区において多く寄せられた意見は次のとおりです。

- ① 地域での福祉の担い手が不足している。
- ② 若者（ニート、ひきこもり）への施策を充実させてほしい。
- ③ 全世代を対象に、誰もが気軽に立ち寄れる居場所が少ない＝地域としての絆を深める場の充実。
- ④ 自治会と福祉関係者（民生委員・児童委員、福祉協力員など）との連携をもっと強くする必要がある。
- ⑤ 住み慣れた地域で暮らすための基盤整備＝住まい、交通の充実。
- ⑥ 地域資源（NPO など）の発展の基盤整備が必要。

学区	ヒアリング実施日	
守山学区	平成 27 年 3 月 19 日（木）	平成 27 年 5 月 22 日（金）
吉身学区	平成 27 年 1 月 19 日（月）	平成 27 年 7 月 6 日（月）
小津学区	平成 27 年 2 月 4 日（水）	平成 27 年 6 月 3 日（水）
玉津学区	平成 27 年 1 月 28 日（水）	平成 27 年 6 月 10 日（水）
河西学区	平成 27 年 1 月 22 日（木）	平成 27 年 6 月 9 日（火）
速野学区	平成 27 年 1 月 16 日（金）	平成 27 年 6 月 12 日（金）
中洲学区	平成 27 年 2 月 17 日（火）	平成 27 年 6 月 8 日（月）

(2) 市民懇談会の実施

第3期守山市地域福祉計画の策定に向けて、市民による話し合いの結果を同計画の検討に活用することで、より幅広い市民の声を反映した実効性のあるものとするを目的として実施しました。

開催日	開催場所	参加人数
平成 27 年 8 月 23 日（日）	北消防署 多目的研修室	43 人

「①自分たちの地域の良いところ（地域の強み）」、「②地域で暮らすうえで、将来の心配なところ（生活課題）」、「③住みやすいまちを作っていくために、自分でできること」という3ステップを経て、地域で暮らす上での生活課題を、地域でどう解決するのかを話し合いました。

各ステップでは、次の意見が多く出ていました。

① 自分たちの地域の良いところ（地域の強み）

《より多く出た意見》

- ・自治会を中心とした地域コミュニティが強い。
- ・夜が安心して歩ける安全なまち。
- ・広域的な交通の利便性が良い（鉄道、自動車道）＝幹線交通については利便性が良い。

《その他の意見》

「地産地消ができる。」、「ゴミの分別ができている。」、「市内が平地で移動しやすい。」、「みんな顔を知っている。」、「病院が多い。」、「災害が少ない。」、「買い物が便利。」、「水田が広がっている。」、「学びに力を入れている。」、「子育て支援が整っている。」

② 地域で暮らすうえで、将来の心配なところ（生活課題）

《より多く出た意見》

- ・近所づきあいが減ってきている。
- ・移動困難者の存在（高齢者）。
- ・若い世代と高齢者世代とがどう交流をしていくのかが課題。
- ・何事にも無関心な人が増えてきた。

《その他の意見》

「雇用の場が少ない。」、「老人施設が少ない。」、「介護が不安。」、「育児と仕事の両立が難しい。」、「車の運転ができなくなると、生活が不便。」、「子供を産むのが不安。」、「空き家が増えてきている。」、「身近な商店が少ない。」、「若い世代と高齢者が別家庭になっている。」、「居場所がない。」

③ 住みやすいまちを作っていくために、自分でできること

《より多く出た意見》

- ・自分のまちを知ること＝自分のまちの強みを知ること。
- ・主体的に近所付き合いや、地域活動に参加をすること。
- ・守山の良いところを、SNSを用いて情報発信をしていく＝

- 小さな宣伝活動。
- 健康づくり。

《その他の意見》

「相手の立場に立って話をしたり、心を通わす。」、「地域のボランティア活動に参加」、「野菜作り、米作りなど自然環境を保持」、「ゴミの分別」、「健康増進」、「地産地消」、「介護予防」、「防災訓練への参加」、「公共交通を利用する。」、「声かけ運動」、「子供への伝統などの伝達」、「買い物が遠いなら、車に乗せていく。」、「単身者の話し相手になる。」

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様のご意見を計画に反映させるため、平成27年1月5日から平成27年1月25日までパブリックコメントを実施しました。

(4) 守山市地域福祉推進会議における審議

計画案を検討する場として守山市地域福祉推進会議を設置し、平成27年2月から平成28年2月まで計7回の審議を行いました。

この推進会議には、学識経験者や自治会代表者、福祉関係の代表者、企業の代表者、教育委員、一般公募委員など、15名に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

特に、地域福祉の担い手づくりや多世代が交流でき、誰もが気軽に参加できる居場所づくり、高齢化社会を見据え、歩いて行けるところを地域として考えるといったこと、また、隣近所から自治会、学区、市域へと市民同士が支え合える関係を広げ、多くの人とつながることで、生活課題を解決していくことなどについて議論がされました。

(5) 守山市地域福祉庁内推進会議における検討

上記推進会議に提示する計画素案を作成するため、庁内関係課で構成する「守山市地域福祉庁内推進会議」を設置し、平成27年5月から平成27年9月まで計4回会議を開催し、庁内が連携して地域福祉施策を進めるといふ共通認識の下、第2期守山市地域福祉計画の成果の検証と評価を行うとともに、具体的な施策など計画策定に向けた検討を行いました。

2 市社協、各学区社協の取組

(1) 市社協の取組

発足年月日	昭和31年9月11日（昭和41年6月9日 社会福祉法人認可）
目 的	社会福祉協議会は、①社会福祉を目的とする事業の企画および実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成、④このほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより、「地域福祉の推進をはかることを目的とする団体」と、社会福祉法において位置づけられています。
会 長	本城 眞佐一
事 務 局	守山市福祉保健センター（すこやかセンター）2階
<p>活動計画の策定</p> <p>守山市社会福祉協議会は、平成12年度に第1次となる地域福祉活動計画「ひとまちいきいきふれあいプラン」(10か年)を、平成22年度に第2次地域福祉活動計画（5ヶ年）を、そして平成27年度に第3次地域福祉活動計画（5ヶ年）を策定しました。</p> <p>基本計画Ⅰ（市社協が側面支援し、地域におすすめる取り組み計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本目標1 みんなで支える みんなの福祉の構築 基本目標2 日々支えあう地域づくり 基本目標3 暮らしの危機に備える福祉活動 基本目標4 学区社協と福祉施設や福祉団体が連携する福祉の推進 基本目標5 地域福祉活動の基盤強化 <p>基本計画Ⅱ（社会福祉協議会が事業として行うべき取り組み計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施項目1 市社協の基盤強化・財源確保 実施項目2 地域ぐるみの支え合い体制の構築 実施項目3 各種相談支援体制の推進 実施項目4 地域福祉権利擁護事業の推進 実施項目5 介護事業の充実・強化 実施項目6 新総合事業の推進 	

(2) 学区社協の取組

① 守山学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和46年5月1日
会長名	伴野 正二
組織	理事会、評議員会、総務部会 広報啓発部会、地域福祉部会、児童福祉部会
事務局	守山会館
基本理念	～人の和・地域の輪～心をつなぐふれあい（愛）のあるまちづくり
活動の特徴	守山学区社会福祉協議会では、平成27年度より、第2次となる学区地域福祉活動計画をスタートしました。第2次計画では、第1次計画で強化してきた、「ヨコの連携」「地域の居場所づくり」「サロン協力者の交流会」等を踏まえ、より継続した活動ができるよう、基本理念のもと、人材育成や人材発掘、ヨコのつながりと地域福祉の向上、さらには自治会福祉部会の取組強化に邁進しているところです。

☆ 守山学区民のつどい「あたたかい心がつなぐ一里塚」



【広報啓発部会】（ジュース販売・ポップコーンコーナー）
ジュース類はすぐに完売となりました。
ポップコーンは、好評で長蛇の列が出来るほどでした。

【地域福祉部会】（疑似体験コーナー）

アイマスクや重りを装着しての歩行、車椅子での移動などを体験しました。実際に体験することで、バリアフリーの必要性や、気遣いの大切さを学ぶことができました。



【児童福祉部会】（バルーンアートコーナー）

スタッフの指導を受け、「花」と「剣」を作りました。

親子、友人同士で協力し合いながら、取り組むことができました。



②吉身学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和49年5月28日
会長名	高橋 勝美
組織	理事会、評議員会、総務委員会 広報部会、福祉部会、ボランティア部会、福祉協力員連絡会
事務局	吉身会館
基本理念	～みんなが手を取り 助け合う 心ぬくもる 地域の絆～
活動の特徴	吉身学区社会福祉協議会では、上記基本理念のもと、地区会館を拠点として「福祉部会」「広報部会」「ボランティア部会」それぞれが連携をとりながら、第1次計画に沿って活動してきました。第2次計画では、「避難行動要支援者の見守り活動」の推進を掲げ、いざという時実態に即した行動ができる仕組みづくりを自治会に働きかけるとともに学区社協あげて知恵をしぼり進めます。 また、あらゆる年代層に対して地域福祉の充実に努めています。



【福祉部会】

「福祉の心を育てるつどい」
学区内保育園児による手話ソングの発表



【ボランティア部会】

下之郷史跡公園にて、清掃活動および
除草作業を実施



【広報部会】

広報誌「吉水」発行だけでなく、先進地等
交流研修も担当（三重県名張市防災センター）



【福祉協力員】学区民のつどいで、かやく
ご飯の材料の買い出しから販売（800食）
までを担当

③小津学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和46年5月1日
会長名	沢井 進一
組 織	理事会、総務委員会 福祉部会(高齢者担当班、児童・青少年担当班)、広報啓発部会
事務局	小津会館
基本理念	小津学区 (い)だんの (く)らしに (し)あわせを~キラリと輝く 笑顔 のまちづくり~
活動の特徴	小津学区社会福祉協議会では、平成26年度より「第2次小津学区地域福祉活動計画」に基づき、取組を行っています。これまで取り組んできた活動の評価・分析・検討を行い、第1次計画の基本理念を受け継ぎ、「福祉の心を育てましょう」「地域活動を活性化させましょう」「お互いにくらしを支え合いましょう」「住民主体の組織体制を確立しましょう」の4つを基本目標として、一人ひとりが主役となり、互いに信頼し合い、支え合い、助け合えるよう活動を進めています。

☆ふれあいと福祉の心を育てるつどい

フォトアート、ニュースポーツ体験、ミニミニ模擬店、遊びの広場、展示、ポップコーン・飲み物、小津っ子姿展、交通安全などの各コーナーで、いろいろな世代の方との交流を楽しんでいただきました。



☆三者合同研修会

(自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員)
講義、自治会事例発表、グループ討議・発表で自治会ごとに情報の共有をはかっていただきました。



☆「おづのふくし」に4コマ漫画を掲載中

年3回発行の広報「おづのふくし」に毎回、世相に反映した4コマ漫画を掲載しています。



☆高齢者のつどい(80歳以上の方対象)

ラフォーレ琵琶湖で、お食事会、県警音楽隊の演奏、ふれあいチームによる寸劇を楽しんでいただきました。



④玉津学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和46年2月1日
会長名	荒木 勝司
組織	理事会、評議員会、総務委員会 福祉人権部会、ボランティア部会、広報啓発部会
事務局	玉津会館
基本理念	絆でつどう玉津の「わ」
活動の特徴	玉津学区は、今も絆が強く、つながりを大切にする地域であり、子どもから高齢者までが一同に会し、学区民大運動会や学区民のつどいを開催しています。玉津学区社会福祉協議会では、平成28年4月から始まる「第2次玉津学区地域福祉活動計画」を策定し、『絆でつどう玉津の「わ』のキャッチフレーズを継続し、「お互いに助け合う福祉のまちづくりを推進します」、「誰もが安心して暮らせる地域をつくります」、「人権・福祉の心を育みます」の3つの活動方針に基づき、地域住民の福祉への理解と積極的な活動参加のもとに、福祉の輪がさらに広がるように活動します。



鏡餅とお飾りをお届けしています。

まちづくり推進会議の市民活動部会・民児協とボランティアグループでは、地域のひとり暮らしの高齢者の方々に、あたたかなお正月を迎えて戴こうと、年末に鏡餅とお飾りをお届けしています。



自治会サロン

学区と4自治会では高齢者の方々が喜ばれる催し物や子供からお年寄りまで3世代が一同に楽しむサロンを開催しています。

学区の大運動会では子供から高齢者の方々が一同に会し、6分団に分かれて力を合せて楽しく競い合います。



玉津学区 大運動会



子育てサロン

玉津公民館では、週に一度、未就学のお子さんを持つ保護者を対象に親子ほっとステーションを開催し、3自治会も月に一度、子育てサロンを行っています。

⑤河西学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和46年5月2日
会長名	高野 隆男
事務局	河西会館
組織	理事会、総務委員会 広報部会、福祉啓発部会、ボランティア部会、サロン推進部会、子育て支援部会
基本理念	ふれあいと笑顔がつなぐ支えあい わたしも一役
活動の特徴	河西学区社会福祉協議会では、平成22年～25年度の4か年、第1次学区地域福祉活動計画のもと、活動をすすめて成果を上げてきました。 さらに、平成26年～29年度の4か年の指針となる第2次活動計画を作成し、上記を基本理念とし、『「人」生き生き「まち」生き生き 明日をはぐくむ河西へ』をテーマに、活動を進めています。



～民生委員と福祉協力員協働により自宅訪問～

一人暮らし高齢者安否確認とふれあい交流活動

<友愛訪問活動>

～学区内の福祉施設へのボランティア活動～

ニーズに合った支援活動の推進

車イス空気入れ、洗浄他



<継続した支援活動>



～ペットボトルキャップ回収箱視察～

世界の子どもたちにワクチンを届ける運動に参加

誰もが気軽にできる

ちょっとしたボランティアの推進

<ちょボラ推進>

～自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員交流会～

地域福祉のレベルアップと充実に向けての交流会実施



<3者交流会>

⑥速野学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和46年5月1日
会長名	山岡 龍二
事務局	速野会館
組織	理事会、評議員会、総務委員会 啓発部会、広報部会、地域福祉部会、ボランティア部会、福祉協力員連絡会
基本理念	笑顔とふれあう心で育む福祉のまちづくり活動の推進
活動の特徴	速野学区社会福祉協議会は、第1次計画で推進してきた「もちつもたれつ活動の推進のまちづくり」を継承・発展し、「笑顔とふれあう心で育む福祉のまちづくり活動の推進」に取り組んでいます。新たな取り組みとして、「自治会福祉活動指針の作成」「おすそわけでつながる速野」「地域支援ネットワーク委員会の結成」をかね、住民一人ひとりが地域福祉活動推進の主役となり、日常的な対話と交流、学習活動を大切に、心かよいあう「福祉のまち速野」の実現をめざしています。



◆速野学区自治会福祉活動指針 完成
「第2次速野学区地域福祉活動計画」に基づき、自治会の福祉活動の状況や今後の方向性についてまとめました。



◆速野学区社協 活動パネル展示
速野学区社協の活動を写真にし、コメントを付けて活動展示パネルを作成。2セット作成したパネルは学区内の10自治会館を1か月単位で回覧します。



◆つながる活動
「おすそわけでつながる速野」の様子
皆様より頂戴したおすそわけのお品は、すこやかサロンにご参加の皆さんにお持ち帰りいただいています。



◆速野子育ていきいき広場
毎月1回乳幼児を子育てされている方を対象に開催しています。

⑦中洲学区社会福祉協議会

発足年月日	昭和46年4月1日
会長名	富田 秀圓
事務局	中洲会館
組織	理事会、評議員会 地域福祉部会、啓発部会、ボランティア部会、広報委員会、福祉協力員連絡会
基本理念	あなたも できる しあわせづくり
活動の特徴	<p>中洲学区社会福祉協議会では、第2次となる地域福祉活動計画を、「しあわせな まちづくり推進計画」と題し、基本理念を「あなたも できる しあわせづくり」とし、「<u>な</u>に<u>か</u>かわりあって <u>す</u>すめよう」をスローガンに、「つながり」「ひろがり」「まとまり」を強めていこうと、活動をすすめています。</p> <p>また、子どもたちにも福祉の心が芽生え、大きく育つように、また、「しあわせ」について考えるきっかけとなることを願い、「しあわせさがし」の絵本を作成し、全戸に配布しました。また、紙芝居も作成し、各地で公演を行っています。</p>



小さいお子さんから高齢者の方までが福祉について親しみやすく、住んでいる中洲の良さも再発見できる絵本&紙芝居「しあわせさがし」。物差しで測れない人とのつながりや思いを大切に、まず身近にできる「お互いさん！」から始まる福祉のまちづくりを発信しています。

学区第2次福祉のまちづくり活動推進計画
啓発絵本&芝居「しあわせさがし」作成

少子化傾向が強い中洲学区において、学区単位で子育てサロンが立ち上がって3年。ボランティアの方々の熱意と努力が実り、参加者からは好評でとても賑やかサロンです。保護者同士の横のつながりやボランティアとの縦のつながりも深くなっています。地域のみんなで見守る温かい子育てを実践中です！



子育てサロン「ひまわり」
毎週火曜日開催中！



中洲学区すこやかサロン
中洲幼稚園児との交流会

年間5回開催の中洲学区すこやかサロンでは、高齢者が中洲幼稚園と交流する機会を設けています。

三世同居も珍しくない中洲ならではの“自然体”に高齢者と子どもが接することができるのもこの地域の良さです。



中洲学区の強みでもある“地域の絆”を生かし、毎年、避難所運営ゲーム(HUG)を体験します。自治会の枠を外しグループ分けをすることで、他の自治会メンバーとの交流ができ、いざという時に連携を取れる体制を作っています。

自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員合同研修会（HUG体験）

3 守山市地域福祉推進会議設置要綱

守山市地域福祉推進会議設置要綱

平成18年12月21日

守山市告示第222号

改正 平成26年4月1日守山市告示第92号

(会議の設置)

第1条 守山市地域福祉計画の実現に向けて、市民や地域の各種団体と行政が連携しながら、地域福祉の円滑な推進を図るため、守山市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に提言を行う。

- (1) 守山市地域福祉計画の進捗状況の検証に関すること。
- (2) 地域福祉推進の方策に関すること。
- (3) 守山市地域福祉計画の見直しに関すること。
- (4) 前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の定数は、16人以内とし、委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 福祉関係の代表者
- (4) 企業を代表する者
- (5) 一般公募により募集した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

付 則

(改正期日)

1 この告示は、平成18年12月21日から施行する。

(守山市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 守山市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成15年告示第211号)は、廃止する。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

4 守山市地域福祉推進会議委員名簿

委嘱期間：平成26年5月1日から平成28年4月30日まで

規定	組織	団体名	氏名	備考
第3条 第1号	学識経験者	大谷大学教授	山下 憲昭	会長
第3条 第2号	公益を代表する者	守山市自治連合会	高野 隆男	
第3条 第3号	福祉関係の代表者	守山市民生委員児童委員協議会	畠田 秀圓	
		守山市社会福祉協議会	中條 忠文 ※H26.5.1～ H27.5.31	副会長
			本城 眞佐一 ※H27.6.1～	//
		守山市法人立保育協会	堀井 隆彦	
		滋賀県南部介護サービス事業者連絡協議会	成瀬 和子	
		守山市通所施設連絡協議会	高山 徹 ※H26.5.1～ H27.9.13	
			橋部 ルミ ※H27.9.14～	
		守山市心身障害者団体連絡協議会	芝 政行	
		守山市ボランティア連絡協議会	三輪 章	
第3条 第4号	企業を代表する者	公益社団法人守山青年会議所	藤本 進矢	
第3条 第5号	一般公募により募集した者		高野 京子	
			中村 恵美	
第3条 第6号	その他市長が必要と認める者	守山市教育委員	若杉 安雄	
		部落解放同盟矢島支部	玉川 弥	
		守山野洲地区労働者福祉協議会	後藤 啓三	

(敬称略)

5 守山市地域福祉庁内推進会議設置要綱

守山市地域福祉庁内推進会議設置要綱

平成 19 年 1 月 19 日

訓令第 1 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日訓令第 14 号

平成 24 年 3 月 31 日訓令第 23 号

平成 25 年 10 月 29 日訓令第 31 号

平成 25 年 12 月 16 日訓令第 35 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 守山市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づく施策の推進および計画の見直しのため、守山市地域福祉庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 計画の見直しの検討に関すること。
- (3) 地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は総括者、副総括者および部員をもって組織する。

2 総括者は、健康福祉部長をもって充て、副総括者は、健康福祉部次長(健康福祉政策課等担当)をもって充てる。

3 部員は、別表に掲げる課室等の職員のうちから市長が任命する者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 総括者は推進会議を総括する。

2 副総括者は、総括者を補佐し、総括者に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、総括者が必要に応じて招集し、総括者が議長となる。

2 推進会議は、その所掌事務を遂行するにあたり必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出または出席を求め、説明または報告をさせることができる。

(市長への報告)

第 6 条 総括者は、必要に応じ、所掌事務の進捗状況を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

付 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 25 年 10 月 29 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

みらい政策課

秘書広報課

人権政策課

危機管理課

市民協働課

守山会館

吉身会館

小津会館

玉津会館

河西会館

速野会館

中洲会館

健康福祉政策課

すこやか生活課

高齢福祉課

地域包括支援センター

障害福祉課

こども課

こども家庭相談課

発達支援課

建築課

都市再生課

都市計画・地域交通課

商工観光課

学校教育課

生涯学習課

人権教育課

6 用語解説

番号	用語	解説
注1	すこやかサロン	在宅の高齢者を対象に、気軽に集え、お互いに交流を深め、また地域の人たちとふれあうことで、心身共に健康でいきがいとうるおいのある生活がおくれることを目的としたサロンのこと。
注2	親子ほっとステーション	就学前の子どもとその保護者を対象に、公民館青少年・子育て担当コーディネーターと子育てサポーターが、地域や関係機関と連携して相談会、学習会、遊びなどを実施し、相互交流や子育ての不安や悩みの相談などの子育て支援を行うこと。
注3	ファミリーサポートセンター	地域で子育ての支援をするために育児の援助を受けたい方（おながい会員）と育児の援助を行いたい方（まかせて会員）がセンターを橋渡しに会員登録をし、まかせて会員がおながい会員に対してさまざまな育児の手助けを有償で行う制度。ちなみに、どちらも対応できる方をどちらも会員と言います。
注4	認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。
注5	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
注6	モーリーカー	運転免許証や移動手段を持たない満65歳以上の高齢者などを対象に、事前に出発時間・出発地・目的地の3項目を予約し、乗り合いにより目的地まで運行する予約制の乗り合いタクシーのこと。 なお、目的地は市役所など限定されています。

注7	福祉有償運送	社会福祉法人やNPOなどの非営利法人が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。
注8	インクルーシブ教育	障害がある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。
注9	市民後見人	親族がいない認知症の高齢者らの成年後見人になる一般市民のこと。財産管理や法的な契約を、本人に代わって行います。家庭裁判所による選任を受けなければなれませんが、全国的にもまだ人数は少ない状況です。
注10	終活	人生の最期をより良いもの（＝自分の理想的なもの）とするため、事前に行う準備のこと。

公民協働、市民参画の地域福祉の推進をめざして

少子高齢化社会に突入するなかで、なお人口増がつづく守山市においても、高齢者人口の増加や世帯規模の縮小、その結果としての親族扶養能力の低下が明らかになってきました。子育て支援や介護問題対策、障害者の権利擁護や社会参加支援は、多くの市民に共通する課題として認識されつつあります。さらに、経済的な低迷がつづくなかでの生活困窮者の増加も見過ごすことができません。

今日の市民生活における課題の変化をふまえ、安心して暮らしつつけることができる仕組みづくりや支えあう関係づくりが大事になってきました。市民一人ひとりが地域で安心して生き抜くための道筋をどのように展望していくのか。だれが、だれと、どのように力を合わせていくのか。そのために守山市の地域福祉施策はどのようなありかたがもとめられているのか。その方向と中身を明らかにしていこうとするのがこの計画の基本的な目標です。

地域福祉には、社会保障・社会福祉の制度施策の一環として、行政が責任をもって推進すべき側面と、住民の主体的な参加による福祉のまちづくり活動としての側面があります。たとえば、高齢者介護は、介護保険制度によるサービス利用だけでは介護保障にはなりません。介護を要する人びととその家族が施策を活用しながら、身近な人びとが見守り励ます豊かな関係のなかでこそまっとうできることです。母親ひとりで子育てしているようなありかたから、身近な人びとの暖かい協力のなかで、みんなして子育てに向き合っていくことが大切です。

住民参加の地域福祉推進の意義を市民みんなで共有するなかで、市行政には、①健全な福祉サービスを育成しながら、②市民参加の見守り支えあい活動の基盤整備にあたること、③守山市の施策全体を将来の市民生活を創造する観点に立って編み上げていくことが期待されています。

市民参画や協働のまちづくりをすすめ、すべての市民が共生できる地域社会の実現を願っています。市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

守山市地域福祉推進会議